

労働安全衛生法に基づく健康管理手帳による健康診断制度について

この制度は、特定の有害業務に従事し離職された労働者の方を対象に、その方の申請に基づき、一定の交付要件を満たした方に健康管理手帳を交付し、無料で年1回(粉じん業務)又は年2回(粉じん業務以外)の有害業務に係る健康診断を実施するものです。その種類等は次のとおりです。詳細は福岡労働局健康課又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

業務の種類	交付要件
ベンジジン及びその塩、ペーターナフチルアミン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、を製造し又は取り扱う業務(いずれの場合も、これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤・その他の物を含む。)	当該業務に3月以上従事した経験を有すること。
じん肺法第2条第1項第3号に定める粉じん作業に係る業務	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理2又は管理3であること。
クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物を鉱石から製造する事業場における業務に限る。)	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
無機砒素化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の3%を超えて含有する鉱石をポット法若しくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務(コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。)	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。
ビス(クロロメチル)エーテル(これらの物をその重量の1%を超えて含有する物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する物(合金にあってはベリリウムをその重量の3%を超えて含有する物に限る。))を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(粉状のものを取り扱うものに限る。)	両肺野にベリリウムによるびまん性の結節性陰影があること。
ベンゾトリクロリドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロリドを製造する事業場の業務に限る。)	当該業務に3年以上従事した経験を有すること。
塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に4年以上従事した経験を有すること。
石綿等(石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物)の製造又は取り扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務(直接業務)	次のいずれかに該当すること。1 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。2 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張り付け、補修、若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。)に1年以上従事した経験を有し、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から10年以上を経過していること。3 石綿等を取り扱う作業(前記2の作業を除く。)に10年以上従事した経験を有していること。4 前2号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。 「2」の作業に従事した月数に10を乗じて得た数と「3」の作業に従事した月数の合計が120以上あって、かつ、初めて石綿等の粉じん作業にばく露した日から10年以上を経過していることとする。
石綿等(石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物)の製造又は取り扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務(周辺業務)	両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
1,2-ジクロロプロパン(これをその重量の1%を超えて含有する物を含む。)を取り扱う業務(厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。)	当該業務に2年以上従事した経験を有すること。
オルト-トルイジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に5年以上従事した経験を有すること。